

参加意思確認の公示

次のとおり、参加意思の公募を行います。

平成21年2月12日
日本環境安全事業株式会社
管理部長 佐野郁夫

1 募集の趣旨

密閉容器内保管機器受入方法検討調査業務については、現在調査検討されている低濃度機器の現場洗浄技術、JESCOがこれまで実施した保管状況調査及び押出抜油調査の結果を基に、高濃度機器の現実的な現場洗浄方法の基本原則を整理し、各処理施設で処理可能となる洗浄濃度を確定すること等により、密閉容器に保管されている漏洩機器や解体機器の処理を促進させるとともに当社施設の整備に向けた検討を行うために実施されることから、環境省が実施している現場洗浄技術を含む低濃度機器対策の検討会事務局であり、かつPCB汚染物の保管状況調査及び押出抜油調査の実績があり、PCB処理技術に掛かる豊富な知識を有している財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「特定事業者」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としている。今般、当該特定事業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定事業者との契約手続きに移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、企画競争手続きへ移行することとし、特定事業者と当該応募者に対して、企画書の提出を要請する。

2 業務概要

- (1) 業務名 密閉容器内保管機器受入方法検討調査業務
- (2) 業務目的 密閉容器内に保管されている漏洩機器や解体機器を当社処理施設で受け取り可能とするため、低濃度機器の現場洗浄技術の開発状況を調査し、各事業所施設の条件等を基に現場洗浄方法に要求される条件(目標とすべき低減濃度等)を抽出し、現場洗浄方法の基本原則を整理するとともに、その性能確認のための試験計画を立案する。

(3) 業務内容 特記仕様書のとおり

(4) 業務期間 平成21年2月(契約日の翌日)～平成21年3月31日

3 応募要件

参加意思確認書の提出期限(平成21年2月17日)において次の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の既定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 特記仕様書に基づく業務を適切に実施できることを証明できること。

4 参加意思確認書類の提出期限等

- (1) 書類提出期限 平成21年2月17日(火) 16:00
- (2) 書類提出先 5(3)に同じ
- (3) 書類提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)
※持参の場合、受付は平日9:00～17:30(12:00～13:00を除く)
(ただし最終日は16:00まで)
- (4) 提出書類
 - ① 参加意思確認書
 - ② 会社概要(会社パンフレット等)
 - ③ 直近2年度分の財務諸表(複写可)
 - ④ 3を証明する書類(書式自由)
 - ・ 類似業務の契約実績(内容、契約額、期間等)
 - ・ 業務担当予定者の資格・業務経歴等

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 公募説明会:行わない
- (3) 関連情報を入手する為の照会窓口:
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4階
日本環境安全事業株式会社 契約購買課(野口)
TEL:03-5765-1916 FAX:03-5765-1916
- (4) 企画競争を実施する場合は、その旨を後日通知する。

密閉容器内保管機器受入方法検討調査業務 特記仕様書

1. 業務名称

密閉容器内保管機器受入方法検討調査業務

2. 調査業務の目的

漏洩機器や解体機器には密閉容器内に保管されているものがあり、これらの機器を処理施設で受け取るには、保管事業者が保管場所で容器ごと洗浄して、処理施設で安全に処理できる状態にすることが有効な措置となる。

本業務は、現在調査検討されている低濃度機器の現場洗浄技術、J E S C Oがこれまで実施した保管状況調査及び押出抜油調査の結果を基に、高濃度機器の現実的な現場洗浄方法の基本原則を整理し、各処理施設で処理可能となる洗浄濃度を確定すること等により、密閉容器に保管されている漏洩機器や解体機器の処理を促進させるとともに当社施設の整備に向けた検討を行うことを目的とする。

3. 業務項目

- (1) 現場洗浄方法の基本原則等の整理
- (2) 現場洗浄性能確認試験計画の立案

4. 業務内容

- (1) 現場洗浄方法の基本原則等の整理

低濃度機器の現場洗浄技術の開発状況を調査するとともに、従来実施した保管状況調査及び押出抜油調査の結果、各事業所施設の条件等を基に現場洗浄方法に要求される条件を抽出し、現実的な現場洗浄方法の基本原則を整理する。併せて現場洗浄装置の操作に必要な作業手順書の作成、目標とすべき低減濃度の設定、多重のセーフティネット設計が可能となるよう安全確保のための条件の整理、法令上の問題点と対応方法の整理を行う。

- (2) 現場洗浄性能確認試験計画の立案

(1)で確定された洗浄濃度まで低減可能な現場洗浄装置の性能確認のための試験について、試験計画を立案するとともに、試験に要する概略費用の積算を行う。

5. 担当技術者

本業務の実施に当たり、契約書第7条に定める業務管理者を選任し、JESCOに通知するとともに、本業務の主任技術者及び担当技術者の氏名及び経歴を業務実施計画書に明記すること。なお、業務管理者が主任技術者を兼務することもできる。

6. 業務期間

契約書による。

7. 著作権等の譲渡

本業務で作成する成果物の著作権は、成果物の引き渡し時に JESCO に譲渡すること。

8. 提出する成果物

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A4 版製本) | 5 部 |
| (2) 報告書 (原稿電子データ等) | 一式 |
| (3) その他 (報告書作成の際、使用あるいは参考にした調査データ等) | 一式 |

なお、JESCO に提出する紙類・納入印刷物 (付属ファイル等を含む) による成果物は別表の基準によるものとする。

別表 1

□提出書類の用紙等について

日本環境安全事業株式会社に提出する紙類・納入印刷物（付属ファイル等を含む）による成果品は表－1の基準によるものとする。

表－1 印刷用紙、ファイル等の判断の基準

種別	判断の基準（※は配慮事項）
<p>情報用紙 A</p> <p>・コピー用紙 ・フォーム用紙</p>	<p>①コピー用紙については、なるべく古紙配合率100%、かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>②フォーム用紙については、古紙パルプ配合率70%以上、かつ白色度70%程度以下であること。又、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工されているものについては塗工量が両面で12 g/m²以下であること。</p>
<p>情報用紙 B</p> <p>・インジェット カラープリンタ ー用紙 ・ジアゾ 感光紙</p>	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>②塗工量が両面で20 g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12 g/m²とする。</p> <p>※(情報用紙A、B共通)</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

印刷用紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。*1</p> <p>④塗工されているものについては、塗工量が両面で30 g/m²以下であること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>※①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>*1 モノクロ印刷用紙の場合のみ</p>
ファイル等	<p>○金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>※①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

参加意思確認書

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成21年2月12日付けで公示のありました密閉容器内保管機器受入方法検討調査業務に係る応募要件について確認されたく、下記の書類を添えて応募します。

なお、破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 会社概要(パンフレット等)
2. 直近2年度分の財務諸表(複写可)
3. 公示応募要件を証明する書類(書式自由)